

岩手県企業局管理規程第1号

企業局組織規程及び企業局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県企業局長 石田知子

企業局組織規程及び企業局代決専決規程の一部を改正する規程

(企業局組織規程の一部改正)

第1条 企業局組織規程(昭和43年岩手県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職の設置)	(職の設置)
第5条 [略]	第5条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
6 前各項に規定する職のほか、本庁に参事、技術参事、特命参事、主幹、技術主幹、副主幹及び技術副主幹を、事業所に主幹、技術主幹、副主幹及び技術副主幹を組織の必要に応じ置くことがある。	6 前各項に規定する職のほか、本庁に参事、技術参事、特命参事、主幹、技術主幹、 <u>特命課長</u> 、副主幹及び技術副主幹を、事業所に主幹、技術主幹、副主幹及び技術副主幹を組織の必要に応じ置くことがある。
7 [略]	7 [略]
(本庁の主要職員の職務)	(本庁の主要職員の職務)
第6条 [略]	第6条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
<u>6 [略]</u>	<u>6 特命課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。</u>
<u>7 [略]</u>	<u>7 [略]</u>
<u>8 [略]</u>	<u>8 [略]</u>
<u>9 [略]</u>	<u>9 [略]</u>
<u>10 [略]</u>	<u>10 [略]</u>
<u>11 [略]</u>	<u>11 [略]</u>
<u>12 [略]</u>	<u>12 [略]</u>
<u>13 [略]</u>	<u>13 [略]</u>
<u>14 [略]</u>	<u>14 [略]</u>
<u>15 [略]</u>	<u>15 [略]</u>
<u>16 [略]</u>	<u>16 [略]</u>
(事業所の主要職員の職務)	(事業所の主要職員の職務)
第7条 [略]	第7条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 主任主査、主査及び主任の職務については、それぞれ前条第6項から第8項までの規定を準用する。	5 主任主査、主査及び主任の職務については、それぞれ前条第7項から第9項までの規定を準用する。
6～10 [略]	6～10 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局代決専決規程の一部改正)

第2条 企業局代決専決規程(昭和49年岩手県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																														
<p>(代決)</p> <p>第2条の2 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>室長</td><td>当該事務を担当する 特命参事、<u>課長又は</u> 担当課長</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>課長又は 担当課長</td><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>(2) 事業所における代決</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">事業所</th><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>次長を置 く事業所</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他の 事業所</td><td>[略]</td><td><u>所長があらかじめ</u> <u>指定する職員</u></td><td></td></tr></tbody></table> <p>(課長等共通専決事項)</p> <p>第6条 <u>課長及び担当課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			室長	当該事務を担当する 特命参事、 <u>課長又は</u> 担当課長	[略]	[略]			課長又は 担当課長	[略]		事業所	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	次長を置 く事業所	[略]			その他の 事業所	[略]	<u>所長があらかじめ</u> <u>指定する職員</u>		<p>(代決)</p> <p>第2条の2 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>室長</td><td>当該事務を担当する 特命参事、<u>課長、担</u> <u>当課長又は特命課</u> <u>長</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>課長、<u>担</u> <u>当課長又</u> <u>は特命課</u> <u>長</u></td><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>(2) 事業所における代決</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">事業所</th><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>施設総合 管理所</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>県南施設 管理所</td><td>[略]</td><td><u>当該事務を担当</u> <u>する次長、室長</u> <u>又は課長</u></td><td><u>所長があらか</u> <u>じめ指定する職員</u></td></tr></tbody></table> <p>(課長等共通専決事項)</p> <p>第6条 <u>課長、担当課長及び特命課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			室長	当該事務を担当する 特命参事、 <u>課長、担</u> <u>当課長又は特命課</u> <u>長</u>	[略]	[略]			課長、 <u>担</u> <u>当課長又</u> <u>は特命課</u> <u>長</u>	[略]		事業所	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	施設総合 管理所	[略]			県南施設 管理所	[略]	<u>当該事務を担当</u> <u>する次長、室長</u> <u>又は課長</u>	<u>所長があらか</u> <u>じめ指定する職員</u>
決裁権者		代決権者																																																													
	第1順位者	第2順位者																																																													
[略]																																																															
室長	当該事務を担当する 特命参事、 <u>課長又は</u> 担当課長	[略]																																																													
[略]																																																															
課長又は 担当課長	[略]																																																														
事業所	決裁権者	代決権者																																																													
		第1順位者	第2順位者																																																												
次長を置 く事業所	[略]																																																														
その他の 事業所	[略]	<u>所長があらかじめ</u> <u>指定する職員</u>																																																													
決裁権者	代決権者																																																														
	第1順位者	第2順位者																																																													
[略]																																																															
室長	当該事務を担当する 特命参事、 <u>課長、担</u> <u>当課長又は特命課</u> <u>長</u>	[略]																																																													
[略]																																																															
課長、 <u>担</u> <u>当課長又</u> <u>は特命課</u> <u>長</u>	[略]																																																														
事業所	決裁権者	代決権者																																																													
		第1順位者	第2順位者																																																												
施設総合 管理所	[略]																																																														
県南施設 管理所	[略]	<u>当該事務を担当</u> <u>する次長、室長</u> <u>又は課長</u>	<u>所長があらか</u> <u>じめ指定する職員</u>																																																												
備考 改正部分は、下線の部分である。																																																															

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。